訓　令

○内閣府訓令第二十号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
1　内閣府政策統括官十人は、それぞれ別表上欄に掲げる担当の区分に応じ、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。	1　内閣府政策統括官九人は、それぞれ別表上欄に掲げる担当の区分に応じ、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。
2　［略］	2　［同上］

別表

担当	職務
［略］	［略］
経済安全保障担当	［略］
サイバー安全保障担当	主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる重要電子計算機（重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）第二条第二項に規定するものをいう。次号において同じ。）に対する特定不正行為（同条第四項に規定するものをいう。同号において同じ。）による被害の防止のための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 2　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に関する事務に関すること（他省及び金融庁の所掌に属するものを除く。）。

担当	職務
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
［項を加える。］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、令和七年七月一日から施行する。